

平成20年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会次第

平成20年5月8日(木) 午前10時～
府中駅北第2庁舎 第1会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 委員紹介

4 議題

(1) 会長及び職務代理者の選出について

(2) 会議の公開について

(3) 個人情報の収集等に係る諮問について(審議事項)

(4) 個人情報を取り扱う事務の届出について(報告事項)

(5) 個人情報を取り扱う事務の変更について(報告事項)

5 その他

6 閉会

20府政広発第 号

平成20年5月8日

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 様

府中市長 野 口 忠 直

個人情報の収集等について（諮問）

近年、暴力団員を公営住宅から排除する機運が高まっており、本市におきましても、市営住宅、市民住宅及び高齢者住宅に暴力団員が入居できないようにするため、入居資格の見直しを行い、今年度からその運用を開始することを検討しております。これにあたっては、府中市個人情報の保護に関する条例第7条第2項第9号の本人以外からの個人情報の収集、同条例第8条の収集禁止項目の収集、及び同条例第14条第3項第6号の個人情報の外部提供を行うこととなります。

つきましては、「市営住宅管理事務」、「市民住宅管理事務」及び「高齢者住宅管理業務」において行う、これらの個人情報の収集等の可否について、府中市情報公開・個人情報保護審議会のご意見を答申くださいますよう、お願い申し上げます。

諮問事務一覧表

1 条例第7条第2項第9号の規定により諮問する事務（収集の制限）

	個人情報を取り扱う事務の名称	事務の対象となる個人の範囲	収集する情報の内容	担当部課
1	市営住宅管理事務	市営住宅入居資格審査対象者及び既存入居者	暴力団該当性の有無	市民生活部 住宅勤務課
2	市民住宅管理事務	市民住宅入居資格審査対象者及び既存入居者	暴力団該当性の有無	市民生活部 住宅勤務課
3	高齢者住宅管理業務	高齢者住宅入居資格審査対象者及び既存入居者	暴力団該当性の有無	福祉保健部 高齢者支援課

2 条例第8条の規定により諮問する事務（収集禁止項目の収集）

	個人情報を取り扱う事務の名称	事務の対象となる個人の範囲	収集する情報の内容	担当部課
1	市営住宅管理事務	市営住宅入居資格審査対象者及び既存入居者	暴力団該当性の有無	市民生活部 住宅勤務課
2	市民住宅管理事務	市民住宅入居資格審査対象者及び既存入居者	暴力団該当性の有無	市民生活部 住宅勤務課
3	高齢者住宅管理業務	高齢者住宅入居資格審査対象者及び既存入居者	暴力団該当性の有無	福祉保健部 高齢者支援課

3 条例第14条第3項第6号の規定により諮問する事務（個人情報の外部提供）

	個人情報を取り扱う事務の名称	事務の対象となる個人の範囲	外部提供する情報の内容	担当部課
1	市営住宅管理事務	市営住宅入居資格審査対象者及び既存入居者	氏名、生年月日、性別	市民生活部 住宅勤務課
2	市民住宅管理事務	市民住宅入居資格審査対象者及び既存入居者	氏名、生年月日、性別	市民生活部 住宅勤務課
3	高齢者住宅管理業務	高齢者住宅入居資格審査対象者及び既存入居者	氏名、生年月日、性別	福祉保健部 高齢者支援課

平成20年5月8日

市民生活部

市営住宅及び市民住宅の入居資格等改正に
伴う個人情報の収集と外部提供について

1 改正の趣旨

近年公営住宅内において発生した発砲事件等を契機として、暴力団員を公営住宅から排除する機運が高まっていることから、本市の市営住宅及び市民住宅（以下「市営住宅等」といいます。）の入居資格等を見直し、暴力団員が当該市営住宅等に入居できないようにするものです。

2 改正の内容

(1) 入居資格の見直し

入居資格として、入居者や同居者が暴力団員でないことを追加します。

(2) 同居の承認等に係る事項の見直し

市営住宅及び市民住宅の既存入居者が新たに同居をさせようとする者又は入居の承継の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、これらの者について不承認とします。

(3) 明渡しの請求に係る見直し

市営住宅等の既存入居者（同居者を含みます。）が暴力団員であることが判明したときは、当該入居者に対し、当該市営住宅等の明渡しを請求することができるようにします。

(4) 警視総監への意見聴取等に関する事項の創設

市長は、入居者の決定をしようとするとき等において暴力団員に該当するか確認するため、警視総監に意見を聴くことができるようにするとともに、警視総監から暴力団員に関する情報提供を積極的に受けることができるようにします。

3 情報提供及び情報収集の内容

(1) 対象者 入居資格審査対象者及び既存入居者

(2) 情報提供事項 氏名、生年月日、性別

(3) 情報収集事項 暴力団員該当性の有無

(4) 情報提供及び情報収集先 警視庁組織犯罪対策部

(5) 情報提供の方法 市職員が紙媒体またはフロッピーディスクを警視庁へ直接持参、後日回収

(6) 情報収集の方法

ア 暴力団員でないとき 電話による回答

イ 暴力団員に該当するとき 文書による回答

4 実施予定時期 平成20年6月下旬

府中市営住宅条例（改正案）

平成9年12月19日

条例第15号

府中市営住宅使用条例(昭和31年3月府中市条例第13号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 市営住宅の管理(第4条～第37条)
- 第3章 駐車場の管理(第38条～第46条)
- 第4章 補則(第47条～第52条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、住宅に困窮している低額所得の市民に対して住宅を提供することにより、市民生活の安定と福祉の増進を図るため、市営住宅及び共同施設を設置し、その管理及び運営について、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 府中市営住宅(以下「市営住宅」という。)の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得の市民に賃貸し、又は転貸するための住宅(府中市高齢者住宅条例(平成9年3月府中市条例第4号)第3条第1号に規定する高齢者住宅を除く。)及びその附帯施設をいう。
- (2) 共同施設 市営住宅の施設で、法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。)第1条に規定するものをいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。
- (4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (5) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

第2章 市営住宅の管理

(入居者の公募)

第4条 市長は、市営住宅の入居者の公募を市広報又は市庁舎その他の適当な場所における掲示による方法で行い、市営住宅の場所、戸数、家賃、入居者資格、申込方法その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、次の各号に掲げる理由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失

- (2) 不良住宅の撤去その他規則で定める公共事業の施行に伴う住宅の除却
- (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却
- (5) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (6) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項に定める者にあつては第1号、第3号及び第4号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第4号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されていること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第12条において同じ。)があること。

(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項に定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得の市民に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について制限を加えることができる。

(入居者の資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(令第6条第1項に定める者)にあっては、同項第1号、第3号及び第4号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を、市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居決定者に対し通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから公開抽選により入居者を決定する。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から不適當な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)

(5) 収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する入居の申込みをした者のうち、速やかに市営住宅に入居させる必要があると認める者については、別途の抽選により又は抽選を行わないで入居者を決定することができる。

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適當と認める保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第19条に規定する敷金を納付すること。

2 入居決定者が、やむを得ない事情により、入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に、同項各号に掲げる手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に、保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に、第1項各号に掲げる手続をしないときは、市営住宅の入居を取り消すことができる。

5 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の手続を終了したときは、当該入居決定者に対して、速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、施行規則第10条に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の新たに同居させようとする入居の際の同居者以外の者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、施行規則第11条に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の引き続き居住することを希望する者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃の決定)

第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第24条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第31条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 16 条 市長は、入居者又は同居者が次の各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当すると認めるときは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 収入が著しく低額であるとき。
- (2) 病気にかかったとき。
- (3) 災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第 17 条 市長は、第 11 条第 5 項の規定により通知した入居可能日から、当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第 27 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 37 条第 1 項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、入居者から家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居者が、新たに市営住宅に入居した場合、又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が、第 36 条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第 1 項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促)

第 18 条 家賃を前条第 2 項に規定する納期限までに納付しない入居者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(敷金)

第 19 条 市長は、入居者から入居時における 3 月分の家賃に相当する金額の範囲内において、敷金を徴収することができる。

2 市長は、入居者又は同居者が第 16 条各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当すると認めるときは、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子を付けない。

(修繕費用の負担)

第 20 条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(第 21 条第 1 項第 3 号に規定する費用を除く。)は、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責に帰すべき理由によって第 1 項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 21 条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 共同施設、エレベーター及び給水施設の使用又は維持及び運営に要する費用

(3) 畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他の附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

2 市長は、前項第2号又は第3号に規定する費用のうち、入居者に負担させることが適当でないとするものについて、その一部又は全部を入居者に負担させないことができる。(入居者の保管義務等)

第22条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責に帰すべき理由により、市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

4 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

5 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

6 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え及び増築の許可)

第23条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の許可を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で、原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項ただし書の許可を受けずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第24条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号の規定による金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(明渡し努力義務)

第25条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第26条 第24条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第27条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者又はその同居者が、次の各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当すると認めるときは、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 病気にかかっているとき。

(2) 災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第28条 第24条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第26条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が、同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条及び第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっ旋)

第29条 市長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっ旋を行うものとする。

(期間通算)

第30条 市長が第7条の規定による申込みをした者を、他の市営住宅に入居させた場合における第24条から前条までの規定の適用については、その者が明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第33条の規定による申出をした者を、市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第24条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第 31 条 市長は、第 14 条第 1 項、第 26 条第 1 項若しくは第 28 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 16 条(第 26 条第 3 項又は第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 27 条第 1 項の規定による明渡し請求、第 29 条の規定によるあっ旋又は第 33 条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、市職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前 2 項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第 32 条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第 28 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、第 28 条第 2 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 2 項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第 33 条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、法第 40 条第 1 項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第 34 条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 35 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い、当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(明渡しに伴う検査)

第 36 条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5 日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第 23 条の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(明渡請求)

第 37 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 第 12 条、第 13 条、第 22 条及び第 23 条の規定に違反したとき。
- (6) 暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む。）。
- (7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しを請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に、年 5 分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第 1 項第 7 号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の 6 月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 34 条第 1 項の通知をすることができる。

第 3 章 駐車場の管理

(使用許可)

第 38 条 市営住宅の共同施設としての駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用者の資格)

第 39 条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第 37 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれの場合にも該当しないこと。
- (5) 入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、使用者の資格について制限を加えることができる。

(使用の申込み及び決定)

第 40 条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用決定者に対し通知するものとする。

(使用者の選考)

第 41 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な理由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

第 42 条 駐車場の使用決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、市長が定める所定の書類を提出しなければならない。

2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 市長は、使用決定者が第 1 項又は前項に規定する期間内に第 1 項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。

4 市長は、使用決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。

(使用料)

第 43 条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場料金を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第 44 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(使用許可の取消し)

第 45 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第 39 条に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については、第 37 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 2 項から第 5 項までの規定中「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるの

は「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第45条第1項」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第46条 駐車場の使用については、第38条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第22条第4項から第6項本文まで、第23条第1項本文及び第36条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居」とあるのは「使用」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅連絡員)

第47条 法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、市営住宅監理員を置く。

2 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅連絡員を置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅連絡員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(立入検査)

第48条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定する者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(入居の決定等に関する意見聴取)

第49条 市長は、入居者の決定をしようとするとき、又は現に市営住宅に入居している者(同居する者を含む。)について市長が特に必要があると認めるときは、第6条第1項第5号、第12条第2項、第13条第2項、第37条第1項第6号、第39条第1項第5号に該当する事由の有無について、警視總監の意見を聞くことができる。

(市長への意見)

第50条 警視總監は、市営住宅に入居しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に入居している者(同居する者を含む。)について、第6条第1項第5号、第12条第2項、第13条第2項、第37条第1項第6号、第39条第1項第5号に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べることができる。

(罰則)

第51条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(委任)

第52条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の府中市営住宅条例(以下「新条例」という。)の規定による家賃の決定及び駐車場の使用に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

3 施行日において、現に市営住宅に入居している者の平成 10 年度から平成 12 年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第 14 条又は第 16 条の規定による家賃(以下この項において「新家賃」という。)の額がこの条例による改正前の府中市営住宅使用条例(以下「旧条例」という。)第 9 条、第 10 条又は第 12 条の規定による家賃(以下この項において「旧家賃」という。)の額を超える場合にあっては、新家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第 26 条又は第 28 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による家賃の額が旧家賃の額に旧条例第 20 条の 3 の規定による付加使用料の額を加えて得た額を超える場合にあっては、新条例第 26 条又は第 28 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による家賃の額から旧家賃の額及び旧条例第 20 条の 3 の規定による付加使用料の額を控除して得た額に、同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃の額及び旧条例第 20 条の 3 の規定による付加使用料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成 10 年度	0.25
平成 11 年度	0.5
平成 12 年度	0.75

4 施行日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

5 付則第 2 項、第 3 項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

付 則(平成 12 年 3 月 10 日条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 12 月 27 日条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 18 年 6 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 20 年 6 月 日条例第 号)

この条例は、平成 20 年 月 日から施行する。

別表(第2条)

市営住宅の名称及び位置

名称	位置
府中市営第一武蔵台住宅	府中市武蔵台1丁目5番地
府中市営第二矢崎町住宅	府中市矢崎町2丁目16番地
府中市営第二の二本町住宅	府中市本町3丁目18番地
府中市営第三本町住宅	府中市本町4丁目7番地
府中市営第四栄町住宅	府中市栄町3丁目13番地
府中市営第五是政住宅	府中市是政5丁目15番地
府中市営第六若松町住宅	府中市若松町4丁目35番地
府中市営第七西府町住宅	府中市西府町3丁目10番地
府中市営第八新町住宅	府中市新町2丁目44番地
府中市営第九新町住宅	府中市新町2丁目44番地
府中市営第十南町住宅	府中市南町3丁目30番地
府中市営第十一美好町住宅	府中市美好町2丁目51番地
府中市営第十二北山町住宅	府中市北山町3丁目17番地
府中市営第十三四谷住宅	府中市四谷3丁目43番地
府中市営第十四分梅町住宅	府中市分梅町5丁目23番地
府中市営第十五四谷住宅	府中市四谷3丁目43番地
府中市営第十六小柳町住宅	府中市小柳町4丁目17番地
府中市営第十七小柳町住宅	府中市小柳町4丁目17番地
府中市営第十八小柳町住宅	府中市小柳町4丁目17番地
府中市営第十九分梅町住宅	府中市分梅町5丁目27番地
府中市営第二十是政住宅	府中市是政3丁目15番地

府中市営住宅条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(入居の承継) 第 13 条 (略) <u>2 市長は、前項の引き続き居住することを希望する者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u></p>	<p>(入居の承継) 第 13 条 (略)</p>
<p>(明渡請求) 第 37 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)～(5) (略) <u>(6) 暴力団員であることが判明したとき(同居する者が該当する場合を含む。)</u> <u>(7) (略)</u> 2 (略) 3 (略) 4 市長は、第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 5 市長は、市営住宅が第 1 項第 7 号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の 6 月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(明渡請求) 第 37 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)～(5) (略) <u>(6) (略)</u> 2 (略) 3 (略) 4 市長は、第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 5 市長は、市営住宅が第 1 項第 6 号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の 6 月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p>

府中市営住宅条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用者の資格) 第 39 条 (略) (1)～(4) (略) <u>(5) 入居者又は同居者が暴力団員でないこと。</u></p>	<p>(使用者の資格) 第 39 条 (略) (1)～(4) (略)</p>
<p><u>(入居の決定等に関する意見聴取)</u> 第 49 条 市長は、入居者の決定をしようとするとき、又は現に市営住宅に入居している者(同居する者を含む。)について市長が特に必要があると認めるときは、<u>第 6 条第 1 項第 5 号、第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 37 条第 1 項第 6 号、第 39 条第 1 項第 5 号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聞くことができる。</u></p>	
<p><u>(市長への意見)</u> 第 50 条 警視総監は、市営住宅に入居しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に入居している者(同居する者を含む。)について、<u>第 6 条第 1 項第 5 号、第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 37 条第 1 項第 6 号、第 39 条第 1 項第 5 号に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べることができる。</u></p>	
<p>(罰則) 第 51 条 (略)</p>	<p>(罰則) 第 49 条 (略)</p>
<p>(委任) 第 52 条 (略)</p>	<p>(委任) 第 50 条 (略)</p>

府中市民住宅運営要綱（改正案）

（目的）

第1条 この要綱は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づき、中堅所得者等の居住の用に供する優良な賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民住宅 国又は東京都（以下「都」という。）の補助を受けて、市が市内の民間賃貸住宅を借り上げて設置し、管理開始後当分の間国及び都の補助を受けて家賃に対する助成を行う住宅及びその付帯施設をいう。
- (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。）第1条第3号の規定により算出した額をいう。

（入居者の公募）

第3条 市長は、市民住宅の入居者の公募を市広報又は市庁舎その他の適当な場所における掲示による方法で行い、市民住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、家賃、入居者資格並びに申込方法その他必要な事項を公示するものとする。

（公募の例外）

第4条 市長は、次の各号に掲げる理由に係る者を公募を行わず、市民住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第5条第1号及び第2号の規定に該当するとき。

（入居者の資格）

第5条 市民住宅の入居申込者は、次の各号に掲げる条件を具備している者でなければならない。

- (1) 府中市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されていること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第23条第1項第1号において同じ。）があること。
- (3) 現に自ら居住するため住宅を必要としていること。
- (4) 入居の申込みをする日において、府中市民住宅運営実施要領（以下「実施要領」という。）で定める所得の基準に該当する者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について制限を加えることができる。

（入居の申込み）

第6条 第5条に規定する入居者資格のある者で、市民住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 前項に規定する申込みは、公募の都度1世帯1か所限りとする。

（入居者の選考）

第7条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市民住宅の戸数を超える場合においては、第5条に規定する資格に該当する者のうちから抽選により入居者を決定する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、速やかに市民住宅に入居させる必要があると認める者については、優先的に選考し、又は抽選を行わないで、入居者を決定することができる。

（入居の手続）

第8条 第4条又は第7条の規定により市民住宅の入居者として決定した者は、決定の日から10日以内に、次の各号に掲げる手続きをしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の所得を有する者で、市長が適当と認める保証人の連

署する請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。

(2) 敷金として家賃3月分に相当する金額を納付すること。

2 市長は、前項の手続を完了した者に対し、市民住宅の入居を許可する。

3 市民住宅の入居を許可された者は、その許可の日から14日以内に市民住宅の入居を開始しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入居期間)

第9条 市民住宅の入居期間は、入居許可の日から起算して2年とし、入居者からの申出により、当該住宅の借上げ期間内において、入居許可を更新することができるものとする。

(家賃の決定)

第10条 市民住宅の家賃は、近隣の民間賃貸住宅の家賃水準等を考慮して市長と住宅供給者が協議して定める。

(家賃の変更等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民住宅の家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 市民住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 市民住宅について改良を施したとき。

(家賃の徴収)

第12条 市長は、市民住宅の入居許可の日から、当該入居者が市民住宅を明け渡した日までの間、入居者から家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日までにその月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合、又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときの家賃の額は、日割計算による。

4 入居者が第24条第1項の手続きを経ないで住宅を立ち退いたときは、その事実を知った日までの家賃を徴収する。

(家賃に対する助成)

第13条 市長は、入居者の家賃負担の軽減を図るため、当該市民住宅の管理開始後20年を限度として、家賃に対する助成を行うことができる。

2 前項に規定する助成は、第10条の規定に基づき定められた家賃と第14条第1項に規定する入居者負担額（以下「負担額」という。）との差額（以下「助成額」という。）を、家賃から控除することにより行うものとする。

（負担額の決定）

第14条 市長は、第13条に規定する家賃に対する助成を行うため、国が定める基準に従い、毎年負担額を決定するものとする。

2 前項の負担額の決定の方法は、入居者の所得の区分及び入居期間に応じて、実施要領で定めるものとする。

（助成申込書の提出）

第15条 入居者は、第13条に規定する家賃に対する助成を受けようとするときは、所得を証明する書類を添付した助成申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがない場合は、当該入居者に対し家賃に対する助成を行わないことができる。

（所得の認定等）

第16条 市長は、第15条第1項の申込みがあった場合は、その内容を審査し、入居者の所得を認定して、第14条第2項に規定する負担額の決定の方法に従い負担額を定め、家賃に対する助成を行うことを決定する。

2 前項の規定により家賃に対する助成を行うことを決定したときは、家賃、助成額、負担額、助成期間その他必要な事項を明記の上、毎年入居者に対して通知するものとする。

（家賃の減免及び徴収猶予）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、家賃を減免し、又は家賃の徴収を猶予することができる。

（1）入居者又は同居者が病気にかかったとき。

（2）入居者が地震、暴風雨及び火災等の災害による被害を受けたとき。

（3）入居者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き10日以上市民住宅の全部又は一部を使用することができないとき。

(4) 前2号に掲げる場合のほか、市長が別に定める特別の事由があると認めるとき。

(管理義務)

第18条 市長は、常に市民住宅の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めるものとする。

(入居者の費用負担義務)

第19条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 畳の表替え、破損ガラスの取換え等の軽微な修繕及び入居者の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用

(2) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(3) 共同施設、エレベーター及び給水施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 前各号のほか、市長の指定する費用

2 市長は、前項第1号又は第3号の費用のうち、入居者に負担させることが適当でないことを認められたものについて、その一部又は全部を入居者に負担させないことができる。

(共益費)

第20条 市長は、第19第1項の費用のうち、入居者の共通の利益を図るため、特に必要と認められたものを共益費として入居者から徴収する。

2 共益費は、毎月末日までにその月分を家賃とともに納付しなければならない。

(転貸等の禁止)

第21条 入居者は、市民住宅を転貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。

(入居の承継)

第22条 第21条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、市民住宅の管理上支障がないと認める場合は、市長は、市民住宅の入居の承継を許可することができる。

(1) 市民住宅の入居の承継をしようとする者が、入居者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び3親等内の血族又は姻族であって、従前から当該市民住宅に居住しているものであるとき。

(2) 市民住宅の入居の承継をしようとする者が、第23条第1号の定めるところによる同居の許可を受けた日から2年以上居住している者であるとき。

(3) 前2号のほか、特別の事情があるとき。

2 市長は、前項の入居の承継をしようとする者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

(許可事項)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするとき。

(2) 市民住宅の模様替えその他市民住宅に工作を加える行為をしようとするとき。

(3) 市民住宅の一部を住宅以外の目的に使用しようとするとき。

2 市長は、前項第1号の新たに同居させようとする入居の際の同居者以外の者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

(入居者の保管義務及び賠償責任)

第24条 入居者は、市民住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により市民住宅を滅失し、又は損傷したときは、入居者は、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(住宅の返還)

第25条 入居者は、市民住宅を返還しようとする場合は、返還しようとする日の5日前までに市長に届け出て、当該市民住宅の検査を受けなければならない。

2 前項に規定する場合において、第23条第1項第2号の規定により許可を受けて模様替えその他工作を加える行為をしたときは、入居者は、これを撤去して原形に復さなければならない。

3 前項の撤去に要した費用は、入居者の負担とする。

(敷金の還付等)

第26条 敷金は、市民住宅返還の際これを還付する。ただし、未納の家賃、共益費又は賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

2 敷金の額が未納の家賃、共益費及び賠償金を償うに足りない場合は、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。

3 敷金には、利子をつけない。

(住宅の明渡請求等)

第27条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対して入居許可を取り消し、当該市民住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき
- (2) 正当な理由がなく、家賃等を3月以上滞納したとき。
- (3) 承認を得ずに、入居許可の日から14日以内に市民住宅の使用を開始しないとき。
- (4) 市民住宅を故意にき損したとき。
- (5) この要綱又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。
- (6) 前各号のほか、市長が市民住宅の管理上必要があると認めたとき。
- (7) 暴力団員であることが判明したとき(同居する者が該当する場合を含む。)。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、直ちに当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該入居者は、損害賠償その他の請求をすることができない。

3 市長は、入居者が第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対し、明渡しまでの間家賃に対する助成を打ち切ることができる。

(住宅の検査)

第28条 市長は、市民住宅の管理上必要があると認めるときは、市職員のうちから市長が指定した者に市民住宅の検査をさせ、または入居者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市民住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市民住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定による検査に当たる場合は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(連絡員の設置)

第29条 市長は、入居者との連絡事務を行うため、連絡員を置くことができる。

(入居の決定等に関する意見聴取)

第30条 市長は、入居者の決定をしようとするとき、又は現に市民住宅に入居している者(同居する者を含む。)について市長が特に必要があると認めるときは、第5条第

1項第5号、第22条第2項、第23条第2項、第27条第1項第7号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聞くことができる。

(市長への意見)

第31条 警視総監は、市民住宅に入居しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に入居している者(同居する者を含む。)について、第5条第1項第5号、第22条第2項、第23条第2項、第27条第1項第7号に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べることができる。

(委任)

第32条 この要綱の施行について必要な事項は、府中市民住宅実施要領で定める。

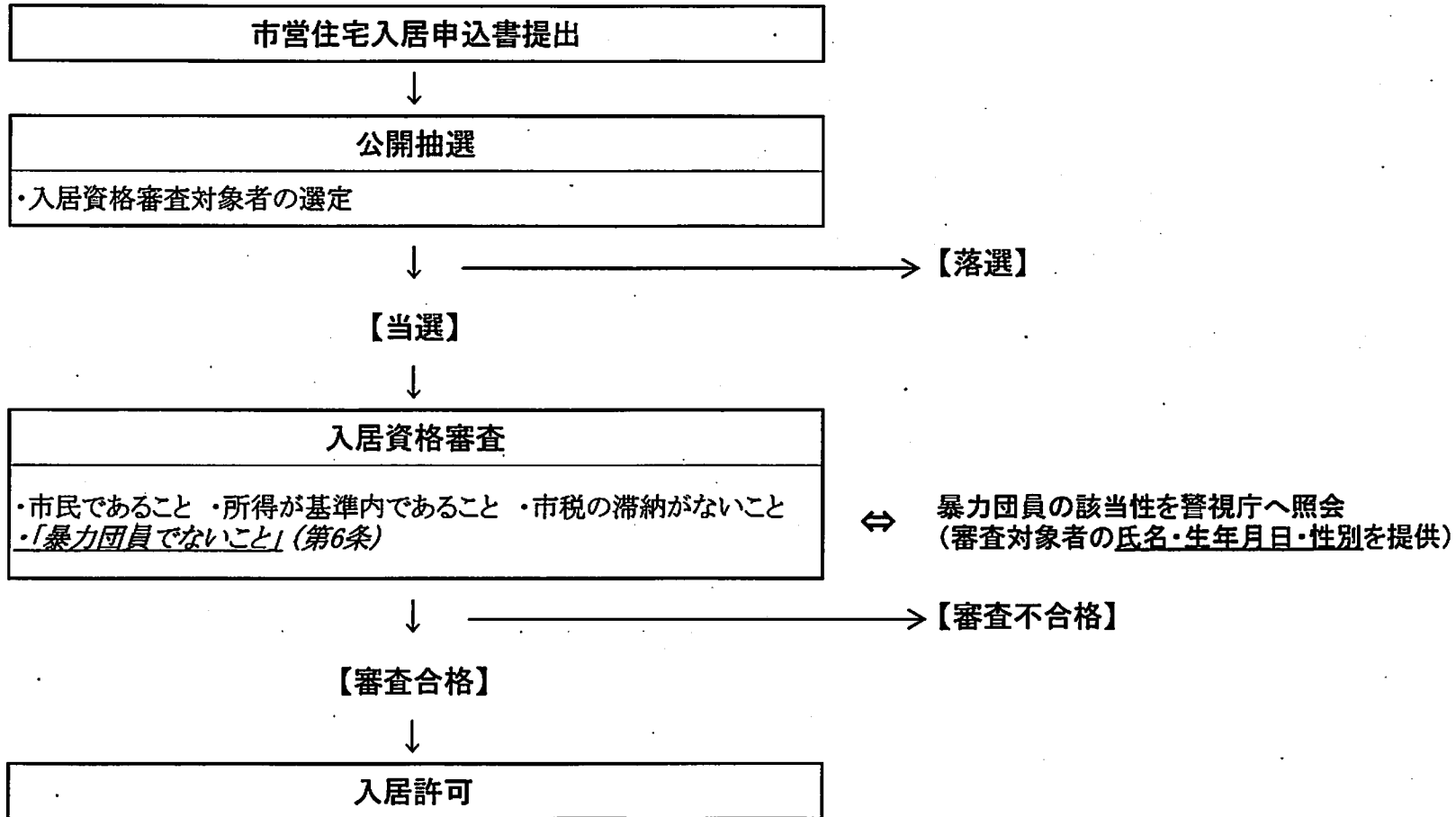
付 則

この要綱は、平成9年10月3日から施行する。

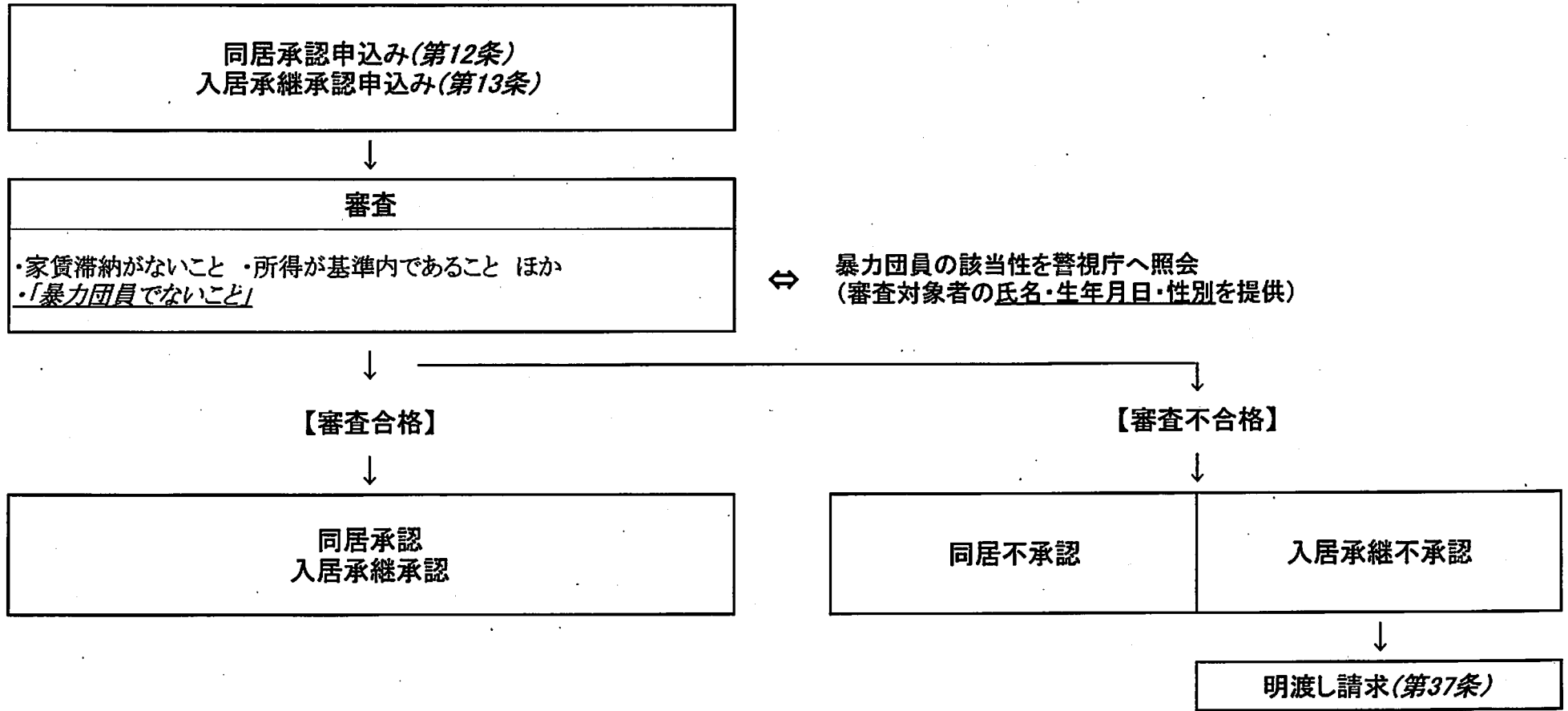
付 則

この要綱は、平成20年 月 日から施行する。

暴力団排除手続きフロー表(住勤)(新規入居申込者)



暴力団排除手続きフロー表(住勤)(既存入居者)



平成20年5月8日

福祉保健部

高齢者住宅の入居資格等改正に伴う
個人情報の収集と外部提供について

1 改正の趣旨

近年公営住宅内において発生した発砲事件等を契機として、暴力団員を公営住宅から排除する機運が高まっていることから、本市の高齢者住宅の入居資格等を見直し、暴力団員が当該高齢者住宅に入居できないようにするものです。

2 改正の内容

(1) 入居資格の見直し

入居資格として、入居者が暴力団員でないことを追加します。

(2) 明渡しの請求に係る見直し

高齢者住宅の既存入居者が暴力団員であることが判明したときは、当該入居者に対し、当該高齢者住宅の明渡しを請求することができるようにします。

(3) 警視総監への意見聴取等に関する事項の創設

市長は、入居者の決定をしようとするとき等において暴力団員に該当するか確認するため、警視総監に意見を聴くことができるようにするとともに、警視総監から暴力団員に関する情報提供を積極的に受けることができるようにします。

3 情報提供及び情報収集の内容

(1) 対象者 入居資格審査対象者及び既存入居者

(2) 情報提供事項 氏名、生年月日、性別

(3) 情報収集事項 暴力団員該当性の有無

(4) 情報提供及び情報収集先 警視庁組織犯罪対策部

(5) 情報提供の方法 市職員が紙媒体またはフロッピーディスクを警視庁へ直接持参、後日回収

(6) 情報収集の方法

ア 暴力団員でないとき 電話による回答

イ 暴力団員に該当するとき 文書による回答

4 実施予定時期 平成20年6月下旬

○府中市高齢者住宅条例（案）

平成9年3月21日

条例第4号

（目的）

第1条 この条例は、住宅に困窮している高齢者に対して住宅を提供することにより、高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者住宅及び共同施設を設置し、その管理及び運営について、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 府中市高齢者住宅(以下「高齢者住宅」という。)の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者住宅 市が借上げを行い、低額所得の高齢者に転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 共同施設 高齢者住宅の施設で、法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。)第1条に規定するものをいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。
- (4) 高齢者住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

（入居者の公募）

第4条 市長は、高齢者住宅の入居者の公募を市広報又は市庁舎その他の適当な場所における掲示による方法で行い、高齢者住宅の場所、戸数、家賃、入居者資格、申込方法その他必要な事項を公示するものとする。

（公募の例外）

第5条 市長は、次の各号に掲げる理由に係る者を公募を行わず、高齢者住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去その他規則で定める公共事業の施行に伴う住宅の除却

(3) 高齢者住宅の借上げに係る契約の終了

(4) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)が同居する親族がなく単身となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている高齢者住宅に、当該既存入居者が入居することが適切であること。

(入居者の資格)

第6条 高齢者住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第1号及び第4号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 年齢が満65歳以上で、現に同居する親族がなく単身であること。

(2) 市内に引き続き3年以上居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されていること。

(3) その者の収入が、令第6条第5項第1号に規定する金額を超えないこと。

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(5) その者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について制限を加えることができる。

(平12条例38・一部改正)

(入居者の資格の特例)

第7条 高齢者住宅の借上げに係る契約の終了又は高齢者住宅の用途の廃止により当該住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の高齢者住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で、高齢者住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を、高齢者住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者に対し通知するものとする。

3 市長は、高齢者住宅の入居者を決定したときは、当該決定した者に対し、当該高齢者住宅の借上げの期間の満了時に当該高齢者住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき高齢者住宅の戸数を超える場合の入居者の選考に当たっては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行うものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
- (3) 収入に比して、著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (4) 前3号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者

2 市長は、前項各号に該当する者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い場合は、公開抽選により入居者を決定することができる。

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居者として決定した者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居者として決定した者が高齢者住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(入居の手続)

第11条 高齢者住宅の入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)は、決定の日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。
- (2) 第18条に規定する敷金を納付すること。

2 入居決定者が、やむを得ない事情により、入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に、同項各号に掲げる手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に、保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に、第1項各号に掲げる手続をしないときは、高齢者住宅の入居を取り消すことができる。

5 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の手続を終了したときは、当該入居決定者に対して、速やかに高齢者住宅の入居可能日を通知しなければならない。

- 6 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の禁止)

第12条 高齢者住宅の入居者は、他の者を同居させてはならない。

(家賃の決定)

第13条 高齢者住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第23条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第30条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、高齢者住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該高齢者住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、施行規則第8条に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、入居者が次の各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当すると認めるときは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 収入が著しく低額であるとき。
- (2) 病気にかかったとき。
- (3) 災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第16条 市長は、第11条第5項の規定により通知した入居可能日から、当該入居者が高齢者住宅を明け渡した日(第26条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第32条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、入居者から家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居者が、新たに高齢者住宅に入居した場合、又は高齢者住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が、第31条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促)

第17条 家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない入居者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(敷金)

第18条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において、敷金を徴収することができる。

2 市長は、入居者が第15条各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当すると認めるときは、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が高齢者住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子を付けない。

(修繕費用の負担)

第19条 高齢者住宅及び共同施設の修繕に要する費用の負担区分については、市長が別に定めるものとする。

(入居者の費用負担義務)

第20条 電気、水道及び下水道の使用料その他市長が必要と認める費用は、入居者の負担とする。

(入居者の保管義務等)

第21条 入居者は、高齢者住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責に帰すべき理由により、高齢者住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
- 3 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 4 入居者が高齢者住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。
- 5 入居者は、高齢者住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 6 入居者は、高齢者住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

(模様替えの許可)

第22条 入居者は、高齢者住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、高齢者住宅の模様替えで、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の許可を得たときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の許可を行うに当たり、入居者が当該高齢者住宅を明け渡すときは、入居者の費用で、原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。
- 3 第1項ただし書の許可を得ずに高齢者住宅を模様替えしたときには、入居者は、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第23条 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号の規定による金額を超え、かつ、当該入居者が高齢者住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

- 2 市長は、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が高齢者住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。
- 3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(明渡し努力義務)

第24条 収入超過者は、高齢者住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第25条 第23条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に高齢者住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に

規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

- 2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。
- 3 第15条、第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第26条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該高齢者住宅の明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該高齢者住宅を明け渡さなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が、次の各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当すると認めるときは、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。
 - (1) 病気にかかっているとき。
 - (2) 災害により著しい損害を受けたとき。
 - (3) 近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
 - (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第27条 第23条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第25条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に高齢者住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

- 2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が、同項の期限が到来しても高齢者住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。
- 3 第15条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第16条及び第17条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっ旋)

第28条 市長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっ旋を行うものとする。

(期間通算)

第29条 市長が第7条の規定による申込みをした者を、他の高齢者住宅に入居させた場合における第23条から前条までの規定の適用については、その者が明渡しをすべき高齢者住宅に入居していた期間は、明渡し後に入居した当該他の高齢者住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第30条 市長は、第13条第1項、第25条第1項若しくは第27条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第25条第3項又は第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第26条第1項の規定による明渡しの請求又は第28条の規定によるあっ旋に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する権限を、市職員を指定して行わせることができる。
- 3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(明渡しに伴う検査)

第31条 入居者は、高齢者住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、高齢者住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 入居者は、第22条の規定により高齢者住宅を模様替えしたときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(明渡請求)

第32条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該高齢者住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) 当該高齢者住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで15日以上高齢者住宅を使用しないとき。
 - (5) 第12条、第21条及び第22条の規定に違反したとき。
 - (6) 暴力団員であることが判明したとき。
 - (7) 高齢者住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 2 前項の規定により高齢者住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該高齢者住宅を明け渡さなければならない。

- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に、年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。
- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。
- 5 市長は、高齢者住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、高齢者住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該高齢者住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

(高齢者住宅監理員及び高齢者住宅管理人)

第33条 法第33条第1項の規定に基づき、高齢者住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、高齢者住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、高齢者住宅監理員を置く。

- 2 市長は、高齢者住宅監理員の職務を補助させるため、高齢者住宅管理人を置くことができる。
- 3 高齢者住宅管理人は、高齢者住宅監理員の指揮を受けて、高齢者住宅の維持管理のほか、入居者の安全確保及び日常生活における相談、助言等の事務を行う。
- 4 前3項に規定するもののほか、高齢者住宅監理員及び高齢者住宅管理人に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平12条例2・一部改正)

(立入検査)

第34条 市長は、高齢者住宅の管理上必要があると認めるときは、高齢者住宅監理員若しくは市長の指定する者に高齢者住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している高齢者住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該高齢者住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(入居の決定等に関する意見聴取)

第35条 市長は、入居者の決定をしようとするとき、又は現に高齢者住宅に入居している者について市長が特に必要であると認めるときは、第6条第1項第5号、第32条第1項第6号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聞くことができる。

(市長への意見)

第36条 警視総監は、高齢者住宅に入居しようとする者又は現に入居している者について、第6条第1項第5号、第32条第1項第6号に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べることができる。

(罰則)

第37条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(委任)

第38条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表に掲げる高齢者住宅(府中市高齢者住宅四谷やすらぎ(以下「四谷やすらぎ」という。)を除く。)については、平成10年3月31日までの間は、この条例の規定は適用しない。

(経過措置)

- 2 平成10年4月1日において、現に別表に掲げる高齢者住宅(四谷やすらぎを除く。)に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る第13条又は第15条の規定による家賃(以下「新家賃」という。)の額が、同日前の最終の家賃(以下「旧家賃」という。)の額を超える場合にあっては、新家賃の額から、旧家賃の額を控除して得た額に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

- 3 この条例施行前にした四谷やすらぎに係る入居者の公募、入居の申込みその他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 付則第1項ただし書の規定にかかわらず、別表に掲げる高齢者住宅(四谷やすらぎを除く。)に係る入居者の公募、入居の申込み、家賃の決定に関し必要な請求、手続その他の行為は、平成10年3月31日以前においても、この条例の例によりすることができる。

付 則(平成10年9月30日条例第29号)
この条例は、平成10年10月1日から施行する。

付 則(平成12年3月10日条例第2号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月27日条例第38号)
この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年6月 日条例第 号)
この条例は、平成20年 月 日から施行する。

別表(第2条)

(平10条例29・一部改正)

高齢者住宅の名称及び位置

名称	位置
府中市高齢者住宅八幡町やすらぎ	府中市八幡町1丁目14番地
府中市高齢者住宅是政やすらぎ	府中市是政5丁目2番地
府中市高齢者住宅押立町やすらぎ	府中市押立町1丁目5番地
府中市高齢者住宅緑町やすらぎ	府中市緑町2丁目29番地
府中市高齢者住宅浅間町やすらぎ	府中市浅間町4丁目4番地
府中市高齢者住宅紅葉丘やすらぎ	府中市紅葉丘1丁目39番地
府中市高齢者住宅武蔵台やすらぎ	府中市武蔵台1丁目35番地
府中市高齢者住宅住吉町やすらぎ	府中市住吉町4丁目45番地
府中市高齢者住宅住吉町第2やすらぎ	府中市住吉町3丁目21番地
府中市高齢者住宅紅葉丘第2やすらぎ	府中市紅葉丘1丁目10番地
府中市高齢者住宅四谷やすらぎ	府中市四谷3丁目29番地
府中市高齢者住宅南町やすらぎ	府中市南町4丁目43番地

府中市高齢者住宅条例新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) その者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p>
<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第7条 高齢者住宅の借上げに係る契約の終了又は高齢者住宅の用途の廃止により当該住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の高齢者住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p>	<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第7条 高齢者住宅の借上げに係る契約の終了又は高齢者住宅の用途の廃止により当該住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の高齢者住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p>
<p>(明渡請求)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 暴力団員であることが判明したとき。</u></p> <p><u>(7) 高齢者住宅の借上げの期間が満了するとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収す</u></p>	<p>(明渡請求)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 高齢者住宅の借上げの期間が満了するとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収す</u></p>

改正案	現行
<p>ることができる。</p> <p>5 市長は、高齢者住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>ることができる。</p> <p>5 市長は、高齢者住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>
<p>(入居の決定等に関する意見聴取)</p> <p><u>第35条 市長は、入居者の決定をしようとするとき、又は現に高齢者住宅に入居している者について市長が特に必要であると認めるときは、第6条第1項第5号、第32条第1項第6号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聞くことができる。</u></p>	
<p>(市長への意見)</p> <p><u>第36条 警視総監は、高齢者住宅に入居しようとする者又は現に入居している者について、第6条第1項第5号、第32条第1項第6号に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べるることができる。</u></p>	
<p>(罰則)</p> <p>第37条 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第35条 (略)</p>
<p>(委任)</p> <p>第38条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第36条 (略)</p>

第1号様式 (裏)

<p>9 収集禁止事項を収集する根拠</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令等 (法令等の名称 公営住宅法・同施行令・同施行規則)</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p>											
<p>10 個人情報の主な収集先</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人以外</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 (</td> <td style="padding: 0 10px;"> <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 </td> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">)</td> </tr> </table>			<input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体)						
<input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体)									
<p>11 本人以外から収集する根拠</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 本人の同意</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 法令等</td> <td><input type="checkbox"/> 出版・報道等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 緊急</td> <td><input type="checkbox"/> 所在不明等</td> <td><input type="checkbox"/> 争訟等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 他の実施機関</td> <td><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> <td><input type="checkbox"/> 審議会意見</td> </tr> </table> <p>法令等の名称 (府中市営住宅条例・公営住宅法)</p>			<input checked="" type="checkbox"/> 本人の同意	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等	<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 所在不明等	<input type="checkbox"/> 争訟等	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 審議会意見
<input checked="" type="checkbox"/> 本人の同意	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等									
<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 所在不明等	<input type="checkbox"/> 争訟等									
<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 審議会意見									
<p>12 事務の委託の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p>											
<p>13 目的外利用・外部提供の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p>											
<p>14 目的外利用・外部提供をする根拠</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人の同意</td> <td><input type="checkbox"/> 法令等</td> <td><input type="checkbox"/> 出版・報道等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 緊急</td> <td><input type="checkbox"/> 実施機関内</td> <td><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 審議会意見</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>法令等の名称 ()</p>			<input type="checkbox"/> 本人の同意	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等	<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 実施機関内	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 審議会意見		
<input type="checkbox"/> 本人の同意	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等									
<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 実施機関内	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体									
<input type="checkbox"/> 審議会意見											
<p>15 外部提供の提供先</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> <td><input type="checkbox"/> 出資団体等</td> <td><input type="checkbox"/> 公共的団体</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 民間・私人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 出資団体等	<input type="checkbox"/> 公共的団体	<input type="checkbox"/> 民間・私人					
<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 出資団体等	<input type="checkbox"/> 公共的団体									
<input type="checkbox"/> 民間・私人											
<p>16 個人情報を記録する主な文書等の名称</p> <p>市営住宅管理台帳</p>											

第1号様式 (裏)

<p>9 収集禁止事項を収集する根拠</p> <p><input type="checkbox"/> 法令等 (法令等の名称)</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p>		
<p>10 個人情報の主な収集先</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人</p> <p><input type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体)</p> <p style="margin-left: 100px;"><input type="checkbox"/> 民間・私人</p> <p style="margin-left: 100px;"><input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
<p>11 本人以外から収集する根拠</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版・報道等</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 所在不明等 <input type="checkbox"/> 争訟等</p> <p><input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 審議会意見</p> <p>法令等の名称 ()</p>		
<p>12 事務の委託の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p>		
<p>13 目的外利用・外部提供の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p>		
<p>14 目的外利用・外部提供をする根拠</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版・報道等</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p> <p>法令等の名称 ()</p>		
<p>15 外部提供の提供先</p> <p><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 出資団体等 <input type="checkbox"/> 公共的団体</p> <p><input type="checkbox"/> 民間・私人</p>		
<p>16 個人情報を記録する主な文書等の名称</p> <p>市民住宅管理台帳</p>		

第1号様式 (裏)

<p>9 収集禁止事項を収集する根拠</p> <p><input type="checkbox"/> 法令等 (法令等の名称)</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p>		
<p>10 個人情報の主な収集先</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人</p> <p><input type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体)</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 民間・私人</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
<p>11 本人以外から収集する根拠</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版・報道等</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 所在不明等 <input type="checkbox"/> 争訟等</p> <p><input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 審議会意見</p> <p>法令等の名称 ()</p>		
<p>12 事務の委託の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し</p>		
<p>13 目的外利用・外部提供の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し</p>		
<p>14 目的外利用・外部提供をする根拠</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版・報道等</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p> <p>法令等の名称 ()</p>		
<p>15 外部提供の提供先</p> <p><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 出資団体等 <input type="checkbox"/> 公共的団体</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人</p>		
<p>16 個人情報を記録する主な文書等の名称</p> <p>高齢者住宅管理台帳</p>		

第1号様式 (裏)

<p>9 収集禁止事項を収集する根拠</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令等 (法令等の名称 高齢者の医療の確保に関する法律)</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p>		
<p>10 個人情報の主な収集先</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人以外</p> <p style="margin-left: 150px;"> <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (特定健康診査協力医療機関、特定保健指導委託事業者) </p>		
<p>11 本人以外から収集する根拠</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人の同意 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版・報道等</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 所在不明等 <input type="checkbox"/> 争訟等</p> <p><input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 審議会意見</p> <p>法令等の名称 (高齢者の医療の確保に関する法律)</p>		
<p>12 事務の委託の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し</p>		
<p>13 目的外利用・外部提供の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し</p>		
<p>14 目的外利用・外部提供をする根拠</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人の同意 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版・報道等</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p> <p>法令等の名称 (高齢者の医療の確保に関する法律)</p>		
<p>15 外部提供の提供先</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 出資団体等 <input type="checkbox"/> 公共的団体</p> <p><input type="checkbox"/> 民間・私人</p>		
<p>16 個人情報を記録する主な文書等の名称</p> <p>特定健康診査健診票、特定健診等データ管理システム</p>		

第2号様式 (第5条)

平成19年 9月11日

個人情報取扱事務 (変更・廃止) 届出書

府中市長

福祉保健部障害者福祉課長

府中市個人情報の保護に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 目的外利用・外部提供の開始	
2 個人情報を取り扱う事務の名称	障害者自立支援給付費支払いに関する事務	
3 変更、目的外利用・外部提供の内容	変 更 前	変 更 後
	「支援費に関する事務」 「精神障害者ホームヘルプサービス事業に関する事務」 「精神障害者グループホーム事業に関する事務」	障害者自立支援給付費支払いに関する事務
4 変更、廃止、目的外利用・外部提供の開始の理由	障害者自立支援法第29条第8項の規定に基づき、平成19年10月1日より、変更前の届出事務が変更後の事務に統一されたため。	
5 変更、廃止、目的外利用・外部提供の開始年月日	平成19年10月 1日	
6 備 考		

第1号様式(裏)

<p>9 収集禁止事項を収集する根拠</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令等(法令等の名称 府中市身体障害者福祉法施行細則 第10条)</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p>		
<p>10 個人情報の主な収集先</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人</p> <p><input type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体)</p> <p><input type="checkbox"/> 民間・私人</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
<p>11 本人以外から収集する根拠</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版・報道等</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 所在不明等 <input type="checkbox"/> 争訟等</p> <p><input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 審議会意見</p> <p>法令等の名称 ()</p>		
<p>12 事務の委託の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p>		
<p>13 目的外利用・外部提供の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し</p>		
<p>14 目的外利用・外部提供をする根拠</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版・報道等</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input checked="" type="checkbox"/> 国・地方公共団体</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p> <p>法令等の名称 ()</p>		
<p>15 外部提供の提供先</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 出資団体等 <input type="checkbox"/> 公共的団体</p> <p><input type="checkbox"/> 民間・私人</p>		
<p>16 個人情報を記録する主な文書等の名称</p> <p>居宅生活支援費・施設訓練等支援費支給申請書</p>		

第1号様式（裏）

<p>9 収集禁止事項を収集する根拠</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令等（法令等の名称 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p>											
<p>10 個人情報の主な収集先</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人以外</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 他の実施機関</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 民間・私人</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他（ 扶養義務者等</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 民間・私人		<input checked="" type="checkbox"/> その他（ 扶養義務者等	）			
<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体										
<input type="checkbox"/> 民間・私人											
<input checked="" type="checkbox"/> その他（ 扶養義務者等	）										
<p>11 本人以外から収集する根拠</p> <table style="border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人の同意</td> <td><input type="checkbox"/> 法令等</td> <td><input type="checkbox"/> 出版・報道等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 緊急</td> <td><input type="checkbox"/> 所在不明等</td> <td><input type="checkbox"/> 争訟等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 他の実施機関</td> <td><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> <td><input type="checkbox"/> 審議会意見</td> </tr> </table> <p>法令等の名称（ ）</p>			<input type="checkbox"/> 本人の同意	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等	<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 所在不明等	<input type="checkbox"/> 争訟等	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 審議会意見
<input type="checkbox"/> 本人の同意	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等									
<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 所在不明等	<input type="checkbox"/> 争訟等									
<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 審議会意見									
<p>12 事務の委託の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p>											
<p>13 目的外利用・外部提供の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p>											
<p>14 目的外利用・外部提供をする根拠</p> <table style="border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人の同意</td> <td><input type="checkbox"/> 法令等</td> <td><input type="checkbox"/> 出版・報道等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 緊急</td> <td><input type="checkbox"/> 実施機関内</td> <td><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 審議会意見</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>法令等の名称（ ）</p>			<input type="checkbox"/> 本人の同意	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等	<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 実施機関内	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 審議会意見		
<input type="checkbox"/> 本人の同意	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等									
<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 実施機関内	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体									
<input type="checkbox"/> 審議会意見											
<p>15 外部提供の提供先</p> <table style="border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> <td><input type="checkbox"/> 出資団体等</td> <td><input type="checkbox"/> 公共的団体</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 民間・私人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 出資団体等	<input type="checkbox"/> 公共的団体	<input type="checkbox"/> 民間・私人					
<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 出資団体等	<input type="checkbox"/> 公共的団体									
<input type="checkbox"/> 民間・私人											
<p>16 個人情報を記録する主な文書等の名称</p> <p>精神障害者ホームヘルプサービス個人決定台帳</p>											

第2号様式 (第5条)

平成20年4月1日

個人情報取扱事務 (変更・廃止) 届出書

府中市長

福祉保健部健康推進課長

府中市個人情報の保護に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 目的外利用・外部提供の開始	
2 個人情報を取り扱う事務の名称	胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、成人健康診査、女性健康診査、成人病健康診査、歯周疾患検診、成人歯科健康診査、骨粗しょう症検診	
3 変更、目的外利用・外部提供の内容	変 更 前 ① (名称) 女性がん検診 ② (名称) 成人健康診査 ③ (名称) 成人歯科健康診査 ④ (根拠法令) 老人保健法 ⑤ (対象者) 女性がん 20歳以上の女性。成人健康診査 18歳以上の女性・30歳以上の男性。成人歯科健康診査 40、50、55、61歳以上。骨粗しょう症検診未記入	変 更 後 ①乳がん検診、子宮がん検診 ②成人健康診査、女性健康診査、成人病健康診査 ③歯周疾患検診、成人歯科健康診査 ④健康増進法。ただし、女性健康診査・成人病健康診査・成人歯科健康診査は実施要綱 ⑤乳がん検診：40歳以上の女性。子宮がん検診：20歳以上の女性。成人健康診査：特定健康診査・後期高齢者医療健康診査の対象とならない40歳以上。女性健康診査：18歳～39歳の女性。成人病健康診査：30歳～39歳の男性。歯周疾患健診：40・50・60・70歳。成人歯科健康診査：40歳以上。骨粗しょう症検診：20歳～5歳きざみに70歳までの女性
4 変更、廃止、目的外利用・外部提供の開始の理由	①根拠法令の変更 ②マンモグラフィ導入の際の健診事業の分割 ③検診事業の分割、健診事業の整理及び特定健康診査・後期高齢者医療健康診査の開始に伴う対象者の変更等	
5 変更、廃止、目的外利用・外部提供の開始年月日	<p style="text-align: center;">平成20年4月1日</p>	
6 備 考		

第1号様式（裏）

<p>9 収集禁止事項を収集する根拠</p> <p><input type="checkbox"/> 法令等（法令等の名称：老人保健法）</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p>											
<p>10 個人情報の主な収集先</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人</p> <p><input type="checkbox"/> 本人以外</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 他の実施機関</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 民間・私人</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他（</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 民間・私人		<input type="checkbox"/> その他（	）			
<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体										
<input type="checkbox"/> 民間・私人											
<input type="checkbox"/> その他（	）										
<p>11 本人以外から収集する根拠</p> <table style="border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人の同意</td> <td><input type="checkbox"/> 法令等</td> <td><input type="checkbox"/> 出版・報道等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 緊急</td> <td><input type="checkbox"/> 所在不明等</td> <td><input type="checkbox"/> 争訟等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 他の実施機関</td> <td><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> <td><input type="checkbox"/> 審議会意見</td> </tr> </table> <p>法令等の名称（</p>			<input type="checkbox"/> 本人の同意	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等	<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 所在不明等	<input type="checkbox"/> 争訟等	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 審議会意見
<input type="checkbox"/> 本人の同意	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等									
<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 所在不明等	<input type="checkbox"/> 争訟等									
<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 審議会意見									
<p>12 事務の委託の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し</p>											
<p>13 目的外利用・外部提供の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p>											
<p>14 目的外利用・外部提供をする根拠</p> <table style="border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人の同意</td> <td><input type="checkbox"/> 法令等</td> <td><input type="checkbox"/> 出版・報道等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 緊急</td> <td><input type="checkbox"/> 実施機関内</td> <td><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 審議会意見</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>法令等の名称（</p>			<input type="checkbox"/> 本人の同意	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等	<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 実施機関内	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 審議会意見		
<input type="checkbox"/> 本人の同意	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 出版・報道等									
<input type="checkbox"/> 緊急	<input type="checkbox"/> 実施機関内	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体									
<input type="checkbox"/> 審議会意見											
<p>15 外部提供の提供先</p> <table style="border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</td> <td><input type="checkbox"/> 出資団体等</td> <td><input type="checkbox"/> 公共的団体</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 民間・私人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 出資団体等	<input type="checkbox"/> 公共的団体	<input type="checkbox"/> 民間・私人					
<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体	<input type="checkbox"/> 出資団体等	<input type="checkbox"/> 公共的団体									
<input type="checkbox"/> 民間・私人											
<p>16 個人情報を記録する主な文書等の名称</p> <p>胃がん検診要精密者事後処置、女性がん検診関係、骨粗しょう症検診</p>											

府中市情報公開，個人情報保護審議会委員名簿

平成19年10月

	氏名	選出区分	備考	会長等
1	岩田 正美	学識経験者	3期目	
2	大森 斎	学識経験者	3期目	
3	岡田昭太郎	公募	1期目	
4	鹿島 秀樹	学識経験者	3期目	
5	菊池希佐太	団体選出	1期目	
6	北谷 博和	団体選出	3期目	
7	橘和 尚道	公募	1期目	
8	鈴木けい子	公募	3期目	
9	山上 義人	団体選出	3期目	
10	和中 信男	学識経験者	3期目	

1 根 拠：府中市情報公開条例第34条

府中市個人情報の保護に関する条例第39条

2 任 期：平成19年10月1日から平成21年9月30日まで

3 委員数：10人以内

(1) 委員構成（府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第2条）

○公募による市民 3人以内

○民間の団体の構成員 3人以内

○学識経験を有する者 4人以内